

第3回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議（第2期）に係る議事録

日 時：平成28年5月24日（火）16時00分～17時40分

場 所：市政情報センター セミナールーム

出席委員：8人（欠席者なし）

次 第：「第3回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議（第2期） 次第」のとおり

1 議題1 「行財政改革（プロジェクト）等について」

行財政推進部行財政推進課による説明

2 その他

【議事（質疑）】 議題1 「行財政改革（プロジェクト）について」

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。1つ目の議題の「行財政改革（プロジェクト）」についてでございます。

尼崎市では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」に基づいて、行財政の健全化を進めてきました。

しかしながら、その後も厳しい財政状況が続く見通しとなっていることから、計画期間終了後も引き続き行財政改革に取り組むため、平成25年度から平成34年度の10年間を計画期間とする、『あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト』に基づき、様々な行財政改革に取り組んでいるところです。

今後、公共施設等の方向性に係る意見を出していくためにも、尼崎市の財政状況をはじめ、行財政改革の取組を理解しておくことは重要となります。

本日は、企画財政局行財政推進部行財政推進課の職員にお越しいただいておりますので、説明をよろしく願いいたします。

～行財政推進部行財政推進課による資料等の説明～

司 会 今回の事務局からの説明に対して、ご意見やご質問があればお願いしたい。

委員 尼崎市も様々な取組を行って頑張っているのですが、収支不足に対して必要な地方交付税を国に出してもらわなければならないのか。

事務局 確かに、尼崎市として頑張っているところではあるが、他の自治体も頑張っている状況である中、それぞれの収支状況を公平に判断するために国が定めたルールに基づき地方交付税の算定が行われている。このルールにあてはめると、国の算定する尼崎市の収入見込みは実際の収入より多く、支出見込みは実際の支出より少ないこともあり、不足が生じている状況にある。国が定めたルールである地方交付税の

算定方法については、自治体が意見を言う機会が毎年あるので、尼崎として収入見込みの算定方法などについて意見を述べているところである。

委員 財源の確保というという観点では、ふるさと納税があると思うが、尼崎市はPRなどが不足しているのではないか。しっかりPRして財源を確保していく取組を行うべきではないか。

事務局 尼崎市としても、パンフレットを作成する中、東北大震災の際に応援の職員を派遣した繋がりなどがあり、気仙沼市の特産品をふるさと納税の特典とするなど取り組んでいるところであるが、一部の自治体では非常に豪華な特典をつけているところもあり、ご指摘のとおりインパクトに欠ける面があるのかもしれない。

委員 説明で過去、競艇から100億円を超える収入があったと説明があったが、資料の19ページでは競艇事業費は廃止と書かれている。尼崎市として競艇をやめる方向で考えているのか。

事務局 競艇については、本年度に会計のやり方が企業会計に移ったものであり、競艇は継続され、収益についても引き続き可能な範囲で市に繰り入れを行っていくものである。

委員 公共施設の跡地は民間について売却していくことになるが、その活用方法は民間任せになるのか。所管しているような部署はあるのか。

事務局 土地を売ることについては、専門の部署を設置しているが、大規模な用地になると、目的をもって、子育て世代の誘致を目的とした住宅のために売るというのもあるし、災害拠点として整備したり、公共施設を集約したりすることなど、ハード面だけでなくソフト面も考え、地域の声などを踏まえた活用など、様々な部署と連携する中で取り組んでいる。

委員 公共施設を再配置などして土地が空いた場合、民間に単純に売って住宅にするというだけでなく、例えば、企業を誘致したり、娯楽や宿泊施設のような集客施設を誘致するようなことができれば、市の収入としてはトータルでプラスになるのではないか。市としてはどこまで関与していくのか。それとも売却後は民間に任せるといった考えなのか。

事務局 尼崎は市街化されており、秩序ある街並みをつくるため、土地の用途が決まっており、住宅しか建てられない地域や工場などしか建てられない地域などの定めがあり、狭小な土地であれば、その土地については、その用途にのみ活用されることになることが多い。

学校の統合によって廃校となったような大規模な用地の活用については、地域への貢献などを主眼に置きながら、役所の施設を集約したり、近隣の狭小な公園を集約して一定規模の公園を作り、それ以外の土地は住宅用として売却するなど、マーケティング調査や、市民検討会を立ち上げて地域の声を聞くなどしながら、ゾーニングや用途を検討している。

委員 先ほどの説明で、決算において黒字になると貯金にまわしているような話があったが、一般の家計で考えると借金を前倒して返済していくような方法もあると思うのだが。

事務局 おっしゃるとおりだと思う。例えば施設を集約するような場合、借金をして新たに施設を建設することになるが、集約により不要となった土地の売却収入を基金へ

積み立て、後年度の市債の償還財源とする、あるいは、借金をせずに、新たな施設の建設費に充てるなどの方法もある。

いずれにしてもプロジェクトについては、まもなく中間総括の時期を迎えるので、その中で、不動産売払収入や決算で黒字になった際のお金をどのように活用するのかなどもあわせて検討していきたい。

委員 市営住宅については、いわゆる不動産業であり、収益が上がっているのであれば、市の財政に貢献していることになるのではないかと。また、市営住宅をたくさん作れば人口も増え、市税もたくさん入ってくるようになるのではないかと。

事務局 今、いわゆる収益分岐点のような資料は持っていないので分からないが、市営住宅については、所得によって異なるが、比較的低廉な家賃の設定になっている。建てる費用は民間と大きく変わらない中、採算という意味では市営住宅は民間より長いスパンが必要になる。老朽化した市営住宅については、必要に応じて集約して建て替える。集約した後の土地は民間に売却して、売却した土地には民間の住宅が建つというような方法をとるといいう手法もある。

委員 行政の立場からは言いにくいであろうが、市営住宅はどちらかという所得の低い方が多く住まれるケースが多い。民間住宅では販売価格や家賃設定にもよるであろうが、市税収入という意味では、民間住宅のほうがいいのではないかと。市営住宅の跡地にそのまま再度市営住宅を建設するよりも民間に売却して、民間の住宅になったり、例えば商業施設をはじめとする集客施設など、付加価値がついた形で生まれ変わるようなことも選択肢として市は考えているのではないだろうか。

事務局 市営住宅については、もともと住宅不足解消のためのものであるが、現在は、民間住宅も充実してきている。尼崎市では昭和40年から50年にかけて多くの市営住宅を建設したが、それらの多くが同時に更新・改修の時期になってきている。そのような中、必要に応じて総量の圧縮などにも取り組んでいるところである。

市営住宅そのものも35年で30%の公共施設を減らしていくというファシリティマネジメント計画の中に組み込まれているが、ただ単に減らしていくというのではなく、耐震化されていない古い市営住宅を安全の観点から集約などに取り組んでいるところである。

委員 古い公共施設については、潰すだけでなく必要に応じて建て直すこともあると思うが、この場合、市の財政が厳しい中、市が市債などを活用して独自に建てることのみを考えているのか。現在は、PFIなどの民間の力を活用する中で公共施設を建て直すなどもあると思うが。

また、公共施設の管理について、尼崎市はよく指定管理者制度を用いているが、指定管理者についていわゆる随意契約のものが多いように感じるがどうか。

事務局 財政状況が非常に厳しい中、自前で公共施設を建設するのは厳しい状況であり、民間資金の活用もしていかなければならないと考えている。昨年度、旧耐震で近い将来建替えや集約を実施しなければならないと想定される施設について、民間の活用が望めるものについては、具体的な提案をしていただくという事業を実施した。それをベースにいくつかの案件について、より具体的な検討を行っているところであり、本年度中に作成予定の公共施設マネジメント計画に盛り込んでいければと考えている。また、国からも、人口20万人以上の自治体については、PFIに限らず、

PPPも含め、一定規模以上の施設については、その手法が可能か検討していく指針を作るよう通知されており、本市においても本年度中に指針を作成し、その検討結果を公表していくことになる。なお、本市におけるPFIについては、市営住宅の建替えて実績がある。

また、指定管理者については、市営住宅の管理など様々な場面で実施しているところであるが、随意契約により指定管理を選定しているのは、様々な理由があると思うが、手元に資料がなく、随意契約により指定管理を行っているところは分からない。(後日、改めて回答する。)

以 上